


て

収	受
令和	-3.7.-1
環環第	470-25
環環第	号
	吹田市

産業廃棄物処理計画書

令和3年 6月24日

吹田市長 様

提出者

住所 大阪府中央区本町3-5-7 御堂筋本町ビル

氏名 清水建設株式会社 関西支店  
常務執行役員支店長 山下 浩一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6263-2846

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社 関西支店 (吹田市管轄内事業場)
事業場の所在地	吹田市管轄区域内
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙1, 2のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 <b>別紙1, 2のとおり</b>	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和2年度)実績量

計画：今年度(令和3年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類  コード  名称		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑥)		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量 する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委託量 (前年度実績値の⑭)	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
221	建設汚泥	775.500	120.000									775.500	120.000	413.500	64.000	775.500	120.000				
600	廃プラスチック	13.120	1.000									13.120	1.000	10.150	1.000	13.120	1.000			0.000	0.500
810	建設工事の木くず	7.625	2.000									7.650	2.000	1.375	0.300	7.650	2.000			0.000	0.300
811	伐採材・伐根材	24.200	2.000									24.200	2.000	24.200	2.000	24.200	2.000			0.000	2.000
1300	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	22.000	4.000									22.000	4.000	12.000	2.000						
1322	石膏ボード	12.750	2.000									12.750	2.000	12.600	2.000						
1500	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不薬物)	244.100	200.000									244.100	200.000	45.140	37.000	244.100	200.000				
1501	コンクリート破片	11160.400	10000.000									11160.400	10000.000	29.400	25.000	11160.400	10000.000				
1502	アスファルト・コンクリート破片	366.000	300.000									366.000	300.000	0.000	0.000	366.000	300.000				
2020	管理型建設混合廃棄物	93.990	45.000									93.990	45.000	27.950	14.000	93.990	45.000				
2440	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不薬物)(石を含む産業廃棄物)	26.640	0.000									26.640	0.000	26.640	0.000						
2521	HIDランプ	0.100	0.000									0.100	0.000	0.100	0.000						
2522	蛍光灯	0.100	0.000									0.100	0.000	0.100	0.000						
合計		12746.525	10676.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	12746.525	10676.000	603.155	147.300	12684.960	10670.000	0.000	0.000	0.000	2.800

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へ産業廃棄物のコード及び具体的な名称を記入してください。

※数量に関しては、小数点以下3桁表示として記入してください。

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	完成工事高 1,618,807,503円
③従業員数	631名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>■解体工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、チップ(合材用、燃料用)として再資源化</li> <li>■道路建設工事(舗装工事) がれき類(アスファルト・コンクリート塊)→再生処理業者に委託し再生骨材として再資源化</li> <li>■杭工事他 建設汚泥→再生処理業者に委託し、処理土として再資源化</li> </ul>

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

別紙（産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工法の改善</li> <li>・実寸発注の実施</li> <li>・リサイクル率の高い業者の選定</li> <li>・梱包材の簡素化</li> </ul>
②計画	<p>(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記の取り組みを実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニット化持込</li> <li>・維持修繕しやすい構造、部材等の採用</li> <li>・分別のさらなる徹底</li> <li>・部材PC化の推進</li> </ul>

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき類（コンクリート破片、アスファルト破片）、木くずは分別している。</li> <li>・段ボール、鉄くずは専ら物として処分している。</li> <li>・石綿含有廃棄物は確実に分別、保管している。</li> </ul>
②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>今後もこれまで同様に分別回収に取り組む。</p>



5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

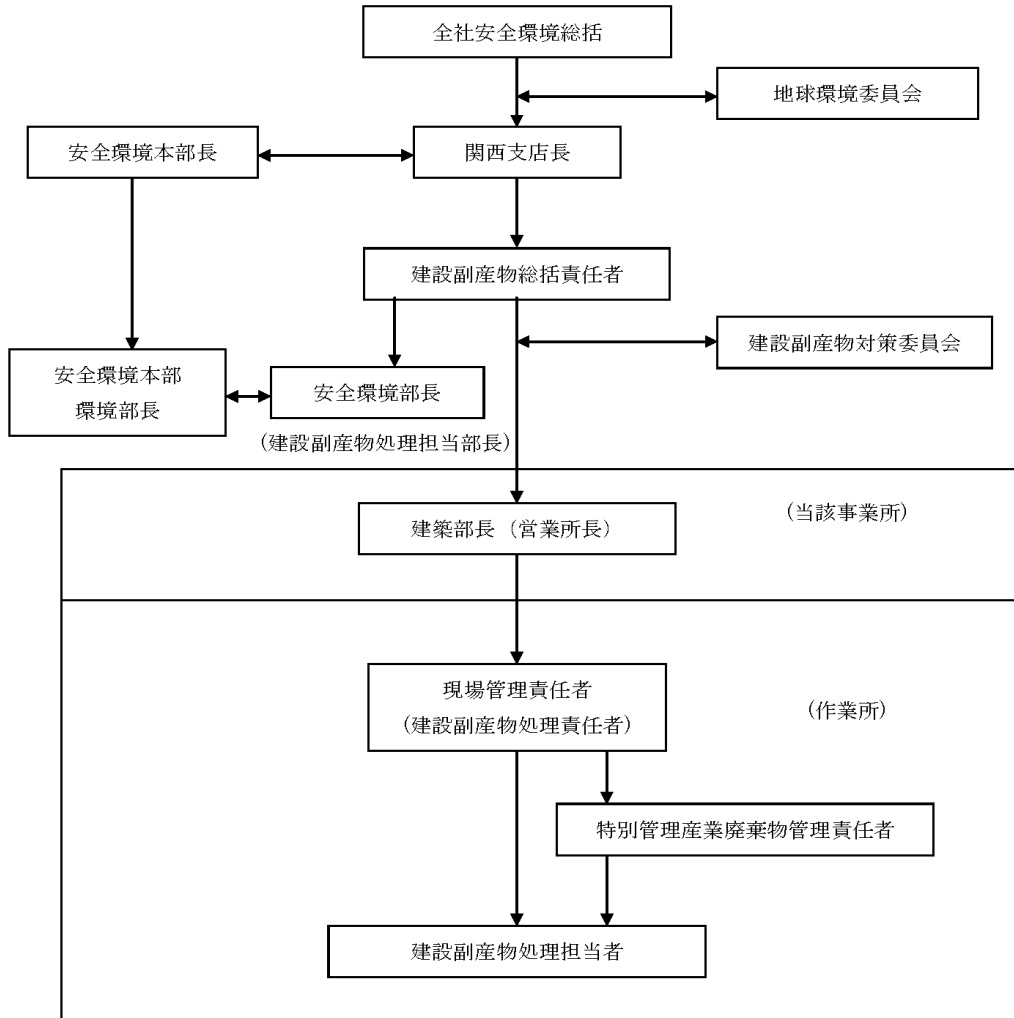
①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。</li> <li>・再資源化率の高い事業者を選定している。</li> </ul>
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・各業者に対して優良認定を取得するよう指導する。</li> <li>・電子 manifests の導入を進めるため、電子 manifests 対応可能な処理業者から選定する。</li> <li>・リサイクル率の高い処理業者から選定する。 ・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。</li> <li>・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。</li> </ul>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図



総括責任者		組織名：関西支店	役職：副支店長
廃棄物担当		組織名：安全環境部	組織人数：8人
役割	建設副産物 対策委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、最終処分率の低減、建設副産物 総量の削減等を計画的に進める上で必要な事項を検討する。 ・委員長—副支店長                      ・委員—関連部署部長 ・事務局—安全環境部	
	部門建設副産物 総括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	安全環境部	○廃棄物処理計画の推進 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○マニフェスト伝票の配布、管理の推進 ○電子マニフェスト実施の推進 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、有資格者等の配置の確認 ○監督官庁への各種報告 ○社員、取引業者に対する教育、啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項	